一般廃棄物処理計画に係る令和６年度実施計画について

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成５年規則第２号）第７条の規定により、一般廃棄物処理計画のうち令和６年度の実施計画を次のとおり公表します。

令和６年３月29日

金沢市長　　村山　卓

１　実施期間

令和６年４月１日から令和７年３月31日まで

２　処理区域

金沢市全域

３　収集・処分の概要

(1) し尿を除く一般廃棄物

①　発生量（見込み）

区分		発生量	合計
市の関与量	燃やすごみ	108,900トン/年	140,500トン/年
	埋立・粗大ごみ	16,700トン/年	
	資源回収	11,000トン/年	
	集団回収等	3,900トン/年	

②　処理方法

ア　廃棄物を排出する者の区分による収集・運搬及び処分方法

(ｱ) 一般家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭系廃棄物」という。）

区分		収集・運搬	処分
燃やすごみ		直営、委託、自己搬入、許可業者	焼却
燃やさないごみ	埋立ごみ		破砕・焼却・埋立・資源化
	金属（あき缶以外）		資源化
	小型家電類		
	ライター		
資源回収	容器包装プラスチック		
	ペットボトル		
	あき缶		
	水銀含有製品		
	フロン回収製品		
	スプレー缶・カセットボンベ		
あきびん			
粗大ごみ		直営、自己搬入、許可業者	破砕・焼却・埋立・資源化・再使用
多量ごみ			
犬、猫等の死体		直営、委託	焼却

(ｲ) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）

区分	収集・運搬	処分
燃やすごみ	自己搬入、許可業者	焼却
不燃ごみ	自己搬入、許可業者	破砕・焼却・埋立
資源ごみ	自己搬入、許可業者	資源化

イ　廃棄物を排出する際の原則

(ｱ) 家庭系廃棄物は、分別して、決められた日時に、決められた場所に出すこと。
(ｲ) 事業系廃棄物は、排出者が自ら処理し、又は許可業者に依頼して適正に処理すること。

③　収集・運搬計画

ア　収集区域

金沢市全域

イ　収集・運搬をする一般廃棄物の量（見込み）

(ｱ) 家庭系廃棄物

<table>
<tr><th colspan="3">区　　分</th><th>排出方法</th><th>収集・運搬方法</th><th>廃棄物の量</th></tr>
<tr><td rowspan="3">定期収集</td><td colspan="2">燃やすごみ</td><td>・　指定ごみ袋に入れ、上端部をしっかり縛ってステーションに排出
・ 指定ごみ袋に入りきらない場合は、ごみ一つにつき45リットルの指定ごみ袋を縛り付けるか貼り付けて排出
・　排せつ管理支援用具（紙おむつを含む。）、腹膜透析バッグ、せん定枝、落ち葉及び草花は、半透明の袋など中身の見える袋に入れて排出可能（ただし、家庭菜園から出る野菜くずや枝、茎などは除く。）
・　せん定枝は、ひもで束ねて排出可能</td><td>週２回　ステーション収集</td><td>65,400トン/年</td></tr>
<tr><td rowspan="2">燃やさないごみ</td><td>埋立ごみ</td><td>・　指定ごみ袋に入れ、上端部をしっかり縛ってステーションに排出
・　指定ごみ袋に入りきらない場合は、ごみ一つにつき45リットルの指定ごみ袋を縛り付けるか貼り付けて排出
・　せん定枝は、ひもで束ねて排出可能
・　割れたものは、紙で包み「危険」と表示</td><td rowspan="2">月１回　ステーション収集</td><td>1,400トン/年</td></tr>
<tr><td>金属</td><td>・　ボルトなどの細かいものは、半透明の袋など中身の見える袋に入れ、上端部をしっかり縛ってステーションに排出
・　その他のものは、そのまま排出可能
・　自転車は「不用品」と表示
・　ナイフなどの危険物は、刃を紙で包み「危険」と表</td><td>8,000トン/年</td></tr>
</table>

			示		
		小型家電類	・　電池を取りはずしてステーションに排出		
		ライター	・　中身を使い切る ・　ステーションの専用のかごに排出		
	資源回収	容器包装プラスチック	・　汚れているものはひと洗いする ・　半透明の袋など中身の見える袋に入れ、上端部をしっかり縛ってステーションに排出	月２回又は月３回　ステーション収集	
		ペットボトル	・　キャップをはずす ・　中をひと洗いする ・　つぶしてステーションの専用のかごに排出	月２回　ステーション収集	
		あき缶	・　キャップをはずす ・　中をひと洗いする ・　ステーションの専用のかごに排出		
		水銀含有製品	・　ステーションの専用のかごに排出		
		フロン回収製品	・　「除湿機」又は「フロン回収製品」と表示してステーションに排出		
		スプレー缶・カセットボンベ	・　中身を使い切って穴を開ける ・　ステーションの専用のかごに排出		
	あきびん		・　キャップをはずす ・　中をひと洗いする ・　無色透明、茶色、その他の色に３分別する ・　ステーションの専用のかごに排出	月１回　ステーション収集	
戸別収集	有料戸別収集	粗大ごみ	・　戸別収集受付センターに電話で申し込むか、金沢市LINE公式アカウントで申し込む ・　処理券又は予約情報を記載した紙を貼付して、指定日に指定場所に排出	随時　有料戸別収集	1,700トン/年
		多量ごみ			
		犬、猫等の死体	・戸別収集受付センターに電話で申し込む ・処理券を貼付して、指定日に指定場所に排出		2,100体/年

※　ごみの収集は、昼間収集とする。ただし、燃やすごみについては、市内中心部の一部の地域で早朝の時間帯に収集する。

※　金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成４年条例第66号）第28条第１項各号に掲げる一般廃棄物（長さ２メートル以上又は重さが55キログラム以上のもの、エアコン、テレビ（液晶・有機EL・プラズマ・ブラウン管テレビ）、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機など）については、収集しない。
※　「指定ごみ袋」とは、金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第34条の２第１項に規定する市長が指定する袋をいう。
※　容器包装プラスチックは、２月から11月までの月で、第５週目に月２回の収集日と同一の曜日がある場合は月３回収集する。
※　金属は、全体の80パーセント以上が金属でできているもので、一辺の長さが25センチメートル未満のアルミ缶・スチール缶を除く。
※　この表の規定にかかわらず、ボランティア清掃ごみや飼い主が不明な犬、猫等の死体については、随時、個別に収集する。

(ｲ) 事業系廃棄物

区　　分	排出方法	収集・運搬方法	廃棄物の量
燃やすごみ	事業所ごとに収集運搬許可業者との契約のもと指定された場所に排出	必要の都度　収集	43,400トン/年
不燃ごみ			13,700トン/年

④　施設概要

ア　中間処理施設

(ｱ) 焼却処理施設

名　　称	西部環境エネルギーセンター	東部環境エネルギーセンター
所　在　地	金沢市東力町ハ３番地１	金沢市鳴和台357番地
型式・形式	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力	340トン/日	250トン/日
炉　　数	170トン/日×２基	125トン/日×２基

(ｲ) 破砕処理施設

名　　称	戸室リサイクルプラザ
所　在　地	金沢市戸室新保ハ604番地
処理内容	不燃・粗大ごみの破砕・選別
処理能力	66トン/日

(ｳ) 資源化施設

a　金属缶・ペットボトル

名　　称	西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ
所　在　地	金沢市糸田新町１番30号	金沢市鳴和台432番地
処理内容	金属缶の選別・圧縮 ペットボトルの選別・圧縮・こん包	
処理能力	12.84トン/日	12.84トン/日

※ それぞれ、あきびん及び水銀含有製品の保管施設を併設

b　容器包装プラスチック

名　　称	戸室リサイクルプラザ
所　在　地	金沢市戸室新保ハ604番地
処理内容	容器包装プラスチックの選別・圧縮・こん包
処理能力	25トン/日

イ　最終処分場

名　　称	戸室新保埋立場（第４期）
所　在　地	金沢市戸室新保ロ480番地１

埋　立　方　法	サンドイッチ工法
埋　立　容　量	2,710,000立方メートル

(2) し尿

① 発生量（見込み）

区　分	発　生　量	合　　計
し　　尿	1,200キロリットル/年	7,400キロリットル/年
浄化槽汚泥等	6,200キロリットル/年	

② 処理方法

区　分	収集・運搬	処分
し　　尿	許可業者	固液分離及び標準活性汚泥法
浄化槽汚泥等		

③ 収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする量（見込み）及び方法

区　分	廃棄物の量	収集回数	収集方法
し　　尿	1,200キロリットル/年	定期収集	有料戸別収集
浄化槽汚泥等	6,200キロリットル/年		
合　　計	7,400キロリットル/年		

④ 施設概要

ア 一次処理

名　　称	西部衛生センター
所　在　地	金沢市東力町ハ３番地１
処　理　方　式	固液分離処理
処　理　能　力	195キロリットル/日（生し尿35キロリットル/日、浄化槽汚泥160キロリットル/日）

イ 二次処理

名　　称	西部水質管理センター
所　在　地	金沢市東力町ハ272番地
処　理　方　式	標準活性汚泥法
処　理　能　力	64,800立方メートル/日

4 具体的な施策

(1) 市民・事業者・行政の協働による環境負荷の低減とゼロカーボンの推進

①発生抑制・リユース等の推進による環境負荷の低減

・フードドライブ定期窓口及び常設窓口の設置
・地域におけるフードドライブ窓口開設の実施
・食材使い切り料理教室等の開催
・エコスイーツデジタルレシピ集及び動画の発信
・「いいね・食べきり推進店」の登録・利用促進
・フードシェアリングサービスの周知啓発
・使い捨てプラスチックの使用抑制と資源循環の周知

・環境にやさしい買い物キャンペーンの実施
・「環境にやさしい買い物推進店」の登録推進
・子どもから大人まで各世代向けの体験型環境学習の実施
・かなざわエコフェスタの開催
・子育て世代を対象としたリユース促進イベントの開催
・高校生護美サポーター等の学生と連携した３Ｒ啓発活動の実施
・いいね金沢環境活動賞の表彰
・３Ｒポスターコンクールの開催
・家具や自転車の再生及び展示販売
・再使用品交換情報の提供　など
②古紙・生ごみ・プラスチック等の資源循環の推進
・製品プラスチックごみの分別収集の実施に向けた準備
・集団回収実施団体に古紙等の回収量に応じた奨励金の交付
・古紙保管庫等の器材購入費の助成
・古紙集団回収実施団体への軽トラック、カート及び台車の貸し出し
・古紙回収業者への助成金の交付
・生ごみリサイクル循環システムの運用
・電気式生ごみ処理機の購入費の助成
・電気式生ごみ処理機の貸し出し
・ダンボールコンポストの研修会の開催
・子どもから大人まで各世代向けの体験型環境学習の実施（再掲）
・かなざわエコフェスタの開催（再掲）
・子育て世代を対象としたリユース促進イベントの開催（再掲）
・高校生護美サポーター等の学生と連携した３Ｒ啓発活動の実施（再掲）
・エコスイーツデジタルレシピ集及び動画の発信（再掲）
・いいね金沢環境活動賞の表彰（再掲）
・３Ｒポスターコンクールの開催（再掲）
・環境にやさしい買い物キャンペーンの実施（再掲）
・「環境にやさしい買い物推進店」の登録推進（再掲）
・校下（地区）町会連合会に資源（一部）の収集量に応じた奨励金の交付
・商業店舗や公共施設を活用した資源の回収拠点の設置　など
③情報発信の充実
・ごみの分け方・出し方パンフレットの全戸配布
・公式ホームページ、YouTube 及びフェイスブック等 SNS を活用した周知啓発
・ごみ分別アプリ「5374App」の運用
・家庭ごみ 24 時間 AI サポート事業の運用
・デジタルコミックによる３Ｒ啓発の推進　など
④不法投棄防止対策・ルール違反ごみ対策の強化
・山間部や沿岸部を中心とした巡回パトロールの実施
・不法投棄防止対策員の設置
・不法投棄防止看板や監視カメラの設置
・地域の実状に応じた分別表示看板や監視カメラの貸与
・不法投棄防止ネットワーク会議の開催
・「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」街頭キャンペーンの実施
・ごみステーションの巡回指導
・ごみステーションでの分別推進
・地域や大学等への説明会の開催

・廃棄物対策推進員の設置
・大学生と協働したごみステーションマナーアップ事業の実施
・ごみ内容物調査の実施及び指導　など

⑤その他
・ごみステーション器材購入費の助成　など

(2) 事業系ごみの減量化・資源化の推進

①発生抑制・リユースの推進
・商工会議所と連携した啓発セミナー等の実施
・イベントごみの減量化･資源化の取組促進にむけた認定制度等の実施
・「いいね・食べきり推進店」の登録・利用促進（再掲）
・ごみ減量化アドバイザーによる事業所への助言・指導
・減量化計画書に基づく大規模事業所への調査及び指導
・金沢ビジネスエコアクション賞の表彰
・「環境にやさしい買い物推進店」の登録推進（再掲）
・公式ホームページ及び YouTube などを活用した周知啓発
・研修会の開催　など

②古紙・生ごみ等の資源循環の推進
・商工会議所と連携した啓発セミナー等の実施（再掲）
・イベントごみの減量化･資源化の取組促進にむけた認定制度等の実施（再掲）
・事業系古紙資源化促進協議会の開催
・事業系古紙の保管場所整備費及び機密文書資源化処理費の助成
・オフィスペーパーリサイクルの推進
・事業用生ごみ処理機の購入費及びリース費の助成
・ごみ減量化アドバイザーによる事業所への助言・指導（再掲）
・減量化計画書に基づく大規模事業所への調査及び指導（再掲）
・金沢ビジネスエコアクション賞の表彰（再掲）
・「環境にやさしい買い物推進店」の登録推進（再掲）
・公式ホームページ及び YouTube などを活用した周知啓発（再掲）
・ごみ内容物調査の実施及び指導（再掲）　など

(3) 将来を見据えた安定的なごみ処理体制の整備
・要援護者ごみ出しサポート事業の実施
・ごみ収集管理システムの運用　など

5　条例規則に基づく審議会

金沢市廃棄物総合対策審議会

廃棄物の総合的な対策の確立に資するため、市長の諮問に応じ、廃棄物の減量化、適正処理その他必要がある事項について審議する。